

令和3年7月21日

## 保険医の登録の取消及び元保険医療機関の指定の取消相当について

令和3年3月18日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医の登録の取消」については了承するとの答申及び「元保険医療機関の指定の取消相当」については妥当との建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

### 1 保険医の登録の取消及び元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

#### (1) 登録の取消となる保険医

氏名	瓦林 佳子 (かわらばやし けいこ) (65歳)
登録取消年月日	令和3年7月26日

#### (2) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名称	大正ファミリークリニック
所在地	大阪府大阪市大正区三軒家東四丁目5番12号
開設者	瓦林 佳子
指定取消相当年月日	令和3年7月26日

※ 当該保険医療機関は平成29年6月30日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

### 2 監査を行うに至った経緯

(1) 匿名の者から近畿厚生局指導監査課に対し、後発医薬品（以下「後発品」という。）を調剤しているにもかかわらず、先発医薬品（以下「先発品」という。）を調剤したもものとして診療報酬を不正に請求している旨の情報提供があり、個別指導を実施したところ、診療報酬を請求している先発品について、納品伝票から購入実績が確認できなかった。また、診療報酬は請求されていない後発品を複数回購入していることが確認された。これらのことについて、瓦林医師から明確な回答が得られなかったため、個別指導を中断した。

(2) 個別指導を再開したところ、瓦林医師から購入実績が確認できなかった先発品の一部について、納品書の提出はなかった。また、瓦林医師が調剤していないとする後発品を購入し続けた理由を尋ねたところ、瓦林医師から明確な回答が得られなかった。これらのことから、個別指導を再度中断し、全ての医薬品の購入履歴が確認できる医薬品卸売業者発行の医薬品の納品一覧（以下「納品一覧」という。）の提出を求めた。

(3) 個別指導を再開したところ、瓦林医師から納品一覧の提出はなかった。また、瓦林医師が調剤していないとする後発品を購入し続けた理由について、瓦林医師から、医薬品卸売業者からの依頼で、一旦購入し一定期間預かった後に、返品していた旨の回答があったため、医薬品の購入及び返品の実績が確認できる総勘定元帳の提出を求めたが瓦林医師はこれを拒否した。

このように、医薬品卸売業者との取引の説明に不自然な点があり、事実確認のための資料の提出に応じないことから、診療報酬を不正請求していたことが強く疑われたため個別指導を中止し、平成28年7月11日から令和2年3月12日まで計13日間の監査を実施した。

### **3 取消処分等の主な理由**

瓦林医師は、令和2年3月12日の監査に出頭しなかった。従業者は、平成29年7月31日の監査に出頭しなかった。また、従業者が監査を拒否した場合において、瓦林医師はその行為を防止するため、相当の注意及び監督を尽くしたとは認められなかった。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医療機関の開設者及び従業者並びに保険医が出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医療機関及び保険薬局の指定の取消しを定めた健康保険法第80条に該当し、保険医及び保険薬剤師の登録の取消しを定めた健康保険法第81条に該当する。

### **4 再指定等**

原則として、登録の取消の日及び指定の取消相当の日から5年間は、保険医の再登録及び保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消  
健康保険法第80条第5号
- 保険医の登録の取消  
健康保険法第81条第2号